

2023年10月

お客さま 各位

半田市御幸町8番地
半田信用金庫

インボイス制度への対応について

平素より当金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

2023年（令和5年）10月1日より、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式として、適格請求書等保存方式（インボイス制度）が開始され、消費税の仕入税額控除を行うには、「適格請求書発行事業者」が発行する「適格請求書（インボイス）」等の保存が要件となります。

当金庫は「適格請求書発行事業者」として登録を受けておりますので、当金庫にお支払いいただいた各種手数料につきましては、当金庫が発行するインボイスに基づいて消費税の仕入税額控除を受けることができます。

当金庫のインボイス制度対応は下記のとおりとなりますのでご案内申し上げます。

また、ご不明な点等がございましたら、お取引店舗までお問い合わせください。

記

1. 適格請求書発行事業者登録内容

適格請求書発行事業者登録番号	T1180005011726
名 称	半田信用金庫
本 店 所 在 地	愛知県半田市御幸町8番地

2. インボイスの発行について

（1）営業店窓口等でお支払いいただく各種手数料等について

- ・営業店窓口等で各種手数料をお支払いいただいた場合、インボイスの要件を満たした「手数料受取書兼領収書」等を発行いたします。
- ・振込依頼書にてお振込みいただいた場合、お客様にお渡しする複写式の「振込金受取書」等がインボイスに該当いたします。

（2）口座振替・自動引き落としでお支払いいただく各種手数料について

- ・預金口座より振替・自動引き落としでお支払いいただいている場合、インボイスの要件を満たした「インボイス管理票」等をお客さまからのご請求に応じて発行いたします。

「インボイス管理票」等をご希望されるお客さまは、所定のお手続きが必要となりますので、お取引店舗までお問い合わせください。

3. A T Mでのお取引について

- ・ A T Mでのお取引につきましては、インボイスの交付義務が免除される「3 万円未満の自動販売機、自動サービス機における取引」に該当するため、お客様が一定の事項を記載した帳簿のみを保存することで仕入税額控除を受けることが可能となります。

従いまして、A T Mでのお取引につきましては、インボイスの発行はいたしませんので、ご了承ください。

以上